

平成29年度予算編成方針について(案)

内閣府が公表した8月の月例経済報告によると、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」とし、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される」とする一方で、海外経済で弱さがみられており、我が国の景気が下押しされるリスクがあり、また、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要があると指摘している。

区財政においては、納税義務者数の増や企業業績の回復基調を受け、特別区税や特別区交付金などの一般財源の増加が続いている。しかしながら、一般財源は社会経済の動向や税制改正等の影響を受けやすいものであるとともに、依然として社会保障関係経費の増加は続くことが見込まれ、さらに区民施設や学校施設の整備等に係る経費も増えることから、今後も予断を許さない状況であることに変わりはない。

一方、昨年度策定した、まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおいては、将来的な人口構成の変化が推計され、行政に求められるサービスの内容の変化とともに生産年齢人口の減少による税収の減少が懸念される。

こうした中、本区は行財政改革推進計画を包含した第3期基本構想実施計画(以下「基本構想実施計画」という。)を策定中であるが、基本構想に掲げた本区の「将来都市像」である“歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」”を目指して、子育て支援、高齢者施策、防災対策など多岐にわたる課題に対し、よりスピード感を持って取り組まなければならない。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取組は、本区の発展につながる好機として捉え魅力ある施策の展開を図る必要がある。

このため、事務事業の選択と集中によって限られた資源をより効果的に活用し、喫緊の区政課題に対応しながらも、バランスのとれた安定的な財政基盤を構築し、将来にわたって持続可能な財政運営を図っていかなければならない。

こうした視点に立ち、平成 29 年度予算は、下記に定める方針により編成する。

記

1 基本的な考え方

(1) 基本構想実施計画への着実な取組

基本構想の実現に向け、中長期的な施策展開を見据え、一つ一つの事務事業を、より一層の創意工夫を凝らし区民ニーズを的確に捉えた効率的で実効性の高いものへと磨き上げていくことで、基本構想実施計画の着実な取組となる予算を編成する。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る施策については、重要業績評価指標(KPI)の達成に向けた展開を図る。

(2) 重点施策

基本構想の体系により、平成 29 年度予算編成において、次に掲げる重点的に推進すべき優先度の高い施策を重点施策として展開する。

ア 次期基本構想実施計画において計画化すべきもの

イ FIRST-ONEの施策

ウ 子育て支援・教育施策

エ 高齢者施策

オ まち・ひと・しごと創生に関する施策

カ 区制 70 周年記念に関する施策

キ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の推進に関する施策

ク 地球温暖化対策の強化につながる施策

ケ 災害対策など危機管理の強化につながる施策

(3) 枠配分による予算編成

別紙に掲げる枠配分の手法により、施策全般について区民要望や議会の動向を的確に把握し、納税者の視点を大切にした予算編成を行う。

各部は、部内での議論を深め、重点施策を積極的に立案するとともに、限られた財源の中、主体性と自律性を発揮して予算編成に取り組むこと。

また、基本構想実施計画事業以外の事業については、事業の成果や方向性、優先度を十分に検証することで事業の見直しを行うとともに、事業の継続に当たっても、着実な見込みと実績を踏まえること。

(4) 行財政改革への取組

基本構想実施計画における行財政運営に関する事項を、平成 29 年度予算に可能な限り反映させること。

2 予算編成の方針

(1) 経費の見積方針

ア 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性を厳しく見極め、既存事業の抜本的見直しや類似事業との統合を行うなど徹底したスクラップ・アンド・ビルドを前提とし、各部に配分される一般財源と各部に属する特定財源の範囲内で経費を見積もること。

また、新規事業の予算化に当たっては、原則として、終期を設定し、後年度の負担を明らかにした上で見積もること。

イ 既存事業については、事業の効果や優先順位等に留意し、部を超えた統合等も視野に入れ、より実効性を高める手法へと見直しや再構築を図ること。

なお、経費の見積りに当たっては、厳しく実績を踏まえることとし、決算状況を徹底的に分析し、原則として、過去3か年実績の上限を超える経費の見積りはしないこと。

ウ 各種補助金については、平成 27 年5月に策定した「文京区補助金に関するガイドライン」に基づき作成した「補助金チェックシート」により、補助金交付の基本方針に照らした十分な検証を行い、課題及び今後の方向性を踏まえ、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。

また、補助金の創設に当たっても、「補助金チェックシート」を作成し、補助金交付の基本方針に照らした十分な検討を行った上で、事業構築を行うこと。

(2) 内部努力の徹底

ア 事務事業の実施に当たっては、組織、人事、予算執行などあらゆる観点で更に徹底した内部努力を尽くすこと。

イ 人件費については、引き続き徹底した抑制に努めること。

ウ 区有施設の整備については、緊急性などの観点から十分精査を行い、真に必要なものに限ること。

建設コストについては、計画・建設から維持管理までの各段階において、品質確保を踏まえながら、民間活力等を積極的に導入することにより、縮減に鋭意努めること。その際、将来の維持管理経費の縮減策を盛り込むこと。

なお、土木工事についても一層のコスト縮減に努めること。

さらに、工事費の高騰などの社会経済状況変化や工事内容の把握に努め、単価等積算根拠を十分精査した上で、必要な経費を適切に見積もること。

また、施設等の維持管理経費については、使用料等受益者負担の積算基礎となることから、経費の見直しを図ることはもとより、管理運営の一元化を進めるなど、更なる縮減に努めること。

エ 情報システムについては、住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を十分検証し、有効性に乏しいシステムは抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、職員配置の見直し及び後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

(3) 歳入の確保

ア 特別区税については、引き続き徴収努力を行い、徴収率の更なる向上を図ることにより、税収の確保に努めること。

特に滞納に対しては、現年度分への早期対応、過年度からの繰越分については可能な限り滞納整理手法による徴税努力を尽くすこと。

イ 国庫支出金及び都支出金については、国や都の予算編成の動向を踏まえ、積極的な確保に努めること。

ウ 使用料及び手数料等を改定する場合は、受益者負担の適正化に向けた使用料及び手数料等の改定方針(平成28年度改定)に基づき見積もること。

エ 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、歳入の確保に努めること。

オ 貸付金等に係る償還金などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ること。

カ その他の歳入についても、財源を的確に把握し、収入確保に努めること。

3 組織及び職員定数の方針

(1) 新規事業の実施又は事務量の増に伴う組織及び所要人員については、既存の組織、事業及び既存施設の運営の見直し等を徹底し、必要度、重要度のより高い事業への職員の配置により対応することとし、組織の増を抑制するとともに、新たな人員増の抑制に努めること。やむを得ず新たな増員を行う場合は、原則として部内調整により増員を抑制すること。

また、既存の事務事業についても、徹底した見直しを行い、職員配置の適正化に努めること。

(2) 組織及び職員定数の見直しについては、上記のほか、基本構想実施計画における行財政運営に関する事項に基づき、取り組むこと。

| 区 分 | | 予算編成方法及び経費の内容 |
|----------|-------|---|
| 枠配分対象経費 | 主体的経費 | 各部に配分される一般財源と自らが積算する特定財源により、主体的及び自律的に予算編成を行う。 枠配分対象外経費(義務的経費・政策的経費)以外の経費 |
| | 義務的経費 | 各部に一般財源を配分せずに予算編成を行う。 ① 職員給与費及び企画政策部財政課(以下「財政課」という。)が指定する職員給与費に準じるもの ② 法令や条例に基づく扶助費 ③ 特別会計繰出金(財政課が指定するもの) ④ 分担金・負担金(財政課が指定するもの) ⑤ 公債費 |
| 枠配分対象外経費 | 政策的経費 | 各部に一般財源を配分せずに予算編成を行う。 ① 重点施策の個別事業として認められた新規事業及びレベルアップ事業のレベルアップ分に係る経費 ② 事業規模等が安定していない事業費(財政課が指定するもの) ③ 施設改修工事費等及び工事に伴う関係経費(財政課が指定するもの) ④ 電算システム開発及び企画政策部情報政策課所管の電算システムの維持管理費 ⑤ 用地等の取得・処分に係る経費及び区立施設に係る借地料等 ⑥ 備品購入費(一件 100 万円以上の物品及び車両) ⑦ 債務負担行為等に係る事業費(財政課が指定するもの) ⑧ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に基づく指定管理料 ⑨ 会計管理室、監査事務局、選挙管理委員会事務局及び区議会事務局に係る経費 ⑩ 積立金 ⑪ 予備費 ⑫ 繰入金等、主に財政課が所管する財源に係るもの(財源対策) ⑬ 臨時的・緊急避難的な措置を必要とする事業費(財政課が指定するもの) |